

利用上の注意

1 調査期日は令和元年5月1日現在である。卒業後の状況調査は、平成31年3月卒業者について令和元年5月1日現在の状況を調査している。

2 学校数には休校中のものも含まれている。

3 統計表中の記号

「—」は該当なし（零または該当数字が得られないもの）

「0.0」は単位未満

「…」は不詳（調査対象とならなかった場合等、数字が得られないもの）

4 主な用語の説明

- ・高等学校等進学者 中学校卒業者のうち、高等学校の本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。
- ・大学等進学者 高等学校卒業者のうち、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。
- ・就職者 給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就いた者をいう。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしない。
 - （自営業主等） 個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者をいう。
 - （無期雇用労働者） 雇用契約期間の定めのないものとして就職した者をいう。
 - （有期雇用労働者） 雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者をいう。
 - （臨時労働者） 雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者をいう。
 - （正規の職員等） 雇用の期間の定めのないものとして就職した者、個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者をいう。
 - （正規の職員等でない者） 雇用の期間が1年以上で期間の定めのある者であり、かつ1週間の所定の労働時間がおおむね40～30時間程度の者をいう。
- ・一時的な仕事に就いた者 臨時的な収入を得る仕事に就いた者であり、雇用の期間が1年未満又は雇用の期間の長さにかかわらず短時間勤務の者をいう。例えばアルバイト、パート等で一時的な仕事に就いた者をいう。
- ・上記以外の者 ①家事手伝いをしている者、②中学校卒業者のうち外国の高等学校等に入学した者、③高等学校卒業者のうち外国の大学等に入学した者、④進路が未定であることが明らかな者をいう。
- ・高等学校等進学率 $\text{高等学校等進学者数} \div \text{中学校卒業者数} \times 100$
- ・大学等進学率 $\text{大学等進学者数} \div \text{高等学校卒業者数} \times 100$
- ・就職率 $\text{就職者総数（就職者+進学かつ就職者）} \div \text{卒業者数} \times 100$